

公益財団法人セントケア奨学財団

事業報告書

第四期(自 2023 年 8 月 1 日 至 2024 年 7 月 31 日)

I 当財団の基本方針

少子高齢化が進み介護サービスを必要とする要介護者の数は年々増加する一方で、介護や福祉分野に関わる人材は慢性的に不足の状態が続いております。

当財団は、将来介護や福祉に関わる人材の育成を通じて、安心して介護サービスを享受しうる社会の実現を目的として掲げ、その一環として奨学金給付事業を行うこととしております。

II 事業内容

1. 概況

当事業年度は、奨学金給付事業を開始して 2 期目を迎えることとなり、本年 3 月には 11 名の奨学生が無事卒業し社会へと旅立ってまいりました。

また、4 月より新たに 20 名(内前期からの継続奨学生 4 名)を採用することができました。

2. 公益事業の状況

当財団の公益目的事業である奨学金給付事業を、当初の計画通り当事業年度より開始いたしました。

- ・ 2023 年 10 月より HP にて募集要項等の情報公開をすると共に、介護・福祉領域専攻の学科を有する大学を対象に資料送付し告知活動を開始。対象大学は、前期より 30 校ほど拡大し約 90 校の大学に向け送付を実施。
- ・ これと並行し 47 校大学への直接訪問も実施。
- ・ 2023 年 12 月 1 日より願書受付を開始し期限までに 3 名の修士を含む 17 名からの出願を受領(他に継続申請奨学生 4 名)。
- ・ 2024 年 2 月から 3 月上旬にかけ選考委員会による一次選考(書類)、二次選考(面接)を実施し奨学生候補者選定を経て、理事会にて 20 名の奨学生を決定。
2024 年 6 月にて第一回目の奨学金給付を実施。
- ・ 財団活動への理解と信頼を高め、出願者の拡大をはかるべく HP に「先輩奨学生からの声」という頁を作成し、卒業した奨学生からの財団へのメッセージを掲示。

Ⅲ 法人の運営状況

1. 理事会および評議員会に関する事項

(1) 理事会

第四期 第1回理事会(決議の省略による2023年9月20日)

決議事項	第1号議案	第三期(自2022年8月1日至2023年7月31日)における事業報告、計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)および附属明細書並びに財産目録承認の件
	第2号議案	定款の一部の件
	第3号議案	理事候補者選任の件
	第4号議案	評議員会招集の件

第四期 第2回理事会(2023年10月11日)

決議事項	第1号議案	理事長(代表理事)選定の件
報告事項	第一号報告	奨学金給付事業の進捗状況の件

第四期 第3回理事会(決議の省略による2023年12月1日)

決議事項	第1号議案	村上 美晴氏ならびに村上 敏子氏からの 寄附(株式)の受け入れの件
------	-------	--------------------------------------

第四期 第4回理事会(2024年3月27日)

決議事項	第1号議案	2024年度 奨学生決定の件
報告事項	第1号報告	村上 美晴氏ならびに村上 敏子氏からの 株式寄附に関する報告
	第2号報告	理事長の業務執行状況の報告

第四期 第5回理事会(2024年7月23日)

決議事項	第1号議案	第5期(自2024年8月1日至2025年7月31日)事業計画書、収支予算書等承認の件
	第2号議案	奨学金選考委員選任の件
報告事項	第1号報告	理事長の業務執行状況の報告

(2) 評議員会

第四期 第1回評議員会(2023年10月11日)

決議事項	第1号議案	第三期(自2022年8月1日至2023年7月31日)における事業報告、計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)および附属明細書並びに財産目録承認の件
	第2号議案	定款の一部変更の件
	第3号議案	理事6名選任の件

2. その他事項

(1)主務官庁への届出・報告事項

2023 年 10 月 19 日 第三期(2023 年 7 月期)事業報告等の提出
2024 年 7 月 29 日 第五期(2025 年 7 月期)事業計画書等の提出

(2)評議員、理事、監事に関する事項

役職等	氏名	任期
評議員	村上 美晴(非常勤)	2025 年 10 月定時評議員会終結時
	佐藤 廣志(")	"
	草間 吉夫(")	"
理事長	村上 佑順(非常勤)	2025 年 10 月定時評議員会終結時
理事	宮島 俊彦(")	"
	川島 英明(")	"
	小山 秀夫(")	"
	池永 敏康(")	"
	藤間 和敏(")	"
監事	中田 ちず子(")	2025 年 10 月定時評議員会終結時

IV. 事業報告の附属明細書

当期事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人の関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」として記載すべきことはありません。

以上